

鳥取県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月17日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

就任した役員の氏名及び住所

理事 赤井 頼 光 西伯郡南部町朝金503

平成21年3月28日就任 任期 平成22年1月26日まで